

道路占用許可申請協議書

新規 更新 変更 (番号) 令和 年 月 日

道路管理者

恵庭市長 原田 裕 様

令和 年 月 日

申請者 住所 氏名

施工業者 住所 氏名

担当者・TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

Table with 6 rows and 4 columns: 占用の目的, 占用の場所, 占用物件, 占用の期間, 工事の期間, 道路の復旧方法, 備考

決 裁

Table with 4 columns: 課長, 主査, スタッフ, 合議, 恵管占第 号 指令 令和 年 月 日

占 用 料 査 定 欄

※ 申請者記入不要

Table with 4 columns: 数量・単位, 単価, 期間, 占用料

新 規	更 新	変 更	(番号)
			令和 年 月 日

道路管理者

令和 年 月 日

恵庭市長 原 田 裕 様

〒 -

申請者
住所
氏名

施工業者
住所
氏名

担当者・TEL

占有の目的			
占有の場所	(路線番号) 路線名		車道・歩道・その他
	場 所		地 先
占有物件	名 称	規 模	数 量
占有の期間	許 可 日 か ら (月 日) 日 間 令 和 年 月 日 まで	占有物件 の 構 造	
工事の期間 (予定)	令 和 年 月 日 から 令 和 年 月 日 まで 日 間	工事実施 の 方 法	
道 路 の 復 旧 方 法		添 付 書 類	① 一般箇所図 ② 実測平面図 ③ 実測縦断面図 ④ 実測横断面図 ⑤ 工作物図 ⑥ 土工定規図 ⑦ その他 (交通安全施設図)
備 考			

協 議 書

上記のとおり申請がありましたので道路法第32条第5項により協議いたします。

令和 年 月 日 恵 建 管 第 号

千 歳 警 察 署 長 様

道路管理者

恵庭市長 原 田 裕 ④
(建 設 部 管 理 課)

道路占用 許可 可答 書

新規	更新	変更	(番号)
			令和 年 月 日

様

惠管占第 号指令
令和 年 月 日

道路管理者

惠庭市長 原 田 裕
(建設部管理課)

令和 年 月 日付け申請による道路の占用について下記のとおり 許可 する。

(ただし、裏面に記載されている許可条件を遵守すること。)

占用の目的			
占用の場所	(路線番号) 路線名	車道 <input checked="" type="radio"/> 歩道 <input type="radio"/> その他	
	場 所	地 先	
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	許 可 日 か ら 令 和 年 月 日 まで	日 間	占用物件 の 構 造
工事の期間 (予定)	令 和 年 月 日 から 令 和 年 月 日 まで	日 間	工事実施 の 方 法
道 路 の 復 旧 方 法	現況復旧	添 付 書 類	① 一般箇所図 ② 実測平面図 ③ 実測縦断面図 ④ 実測横断面図 ⑤ 工作物図 ⑥ 土工定規図 ⑦ その他(交通安全施設図)
占用料金	円		
摘 要			

(教示)

1 この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

許 可 条 件

1. 許可を受けた者は、当該占用の許可に基づく権利を他人に譲渡し、又は許可区域若しくは許可物件を他人に使用させてはならない。また、許可を受けた者が死亡若しくは住所等の変更又は占用に係る事業を廃止したときは、事実発生の日から7日以内にその旨を道路管理者に届け出なければならない。
2. 占用期間を更新しようとするときは、期間満了の10日前までに申請書を道路管理者に提出しなければならない。
3. 次の場合には許可を取り消し、若しくは条件を変更し、若しくは工事その他の行為を中止し工作物を撤去し、又は必要な工事を行い、道路を原状に回復することを命ずることがある。
これに係る費用は、許可を受けた者の負担において行うものとする。
 - (1) 法令又は許可条件に違反したとき。
 - (2) 不正な手段により許可を受けたとき。
 - (3) 道路管理上の必要が生じたとき。
 - (4) 許可を受けた者が、占用に係る事業を行うことができなくなったとき又はその必要がなくなったとき。
 - (5) 道路工事のために必要があるとき又は公益上の必要があるとき。
4. 工事が完了したときは、道路管理者に完成届けを提出して検査を受けること。
5. 路面復旧工事完了後、2年以内（推進工法による場合は5年）にその工事に起因する路面の陥没等損傷が生じた場合は、申請者等の負担において市の指示により補修工事を行うこと。
6. 占用の期間が満了したとき又は許可を取り消したときにおいて、道路管理上支障があると道路管理者が認めるときは、道路管理者の指示に従い、道路敷地を原状に回復しなければならない。
これに係る費用は、許可を受けた者の負担において行うものとする。

念 書

令和 年 月 日

恵庭市長 原 田 裕 様

設 置 場 所 恵庭市

設 置 者 及 び 住 所
施 設 所 有 者 氏 名

この度の排水設備工事施工に際し、下記の件につきまして承認下さるよう取り計らい願います。尚、今後これを使用し支障があった場合は当方の責任において一切市に異議の申し立てをいたしませんので、念のため本書を提出致します。

記

雨水(ルーフドレン等)が道路雨水柵(道路側溝)に接続される件について
接続する雨水排水管については、常に良好な状態を保つよう維持管理を行うと共に、接続する道路雨水柵(道路側溝)の土砂堆積や凍結等での閉塞により、私の宅地内の施設が損傷した場合は、私が自費をもって対応します。

なお、施設所有者が売買及び譲渡等により変更となった場合、本念書について
変更後の施設所有者に引き継がれるものとする。